

入 札 説 明 書

令和8年3月16日千葉市病院局公告第15号により公告した千葉市病院局電子複写サービス契約（単価契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称

千葉市病院局電子複写サービス契約（単価契約）

(2) 契約期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日（長期継続契約）

(3) 設置場所

千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院（令和8年秋頃（仮称）千葉市立幕張海浜病院へ名称変更）

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、業種「文具・事務機器」の資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 令和6年度から過去5年度の間に、複写サービス契約（単価契約）を12か月以上継続した履行実績を有すること。

(4) サービス提供物品を納入することが可能な者であること。

(5) サービス提供物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて迅速に提供できる者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出方法 公告の日から令和8年3月26日（木）午後4時30分（必着）までに持参又は書

留郵便により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとする。(なお、郵送の場合は、前日午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。)

(2) 提出場所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟6階
病院局経営企画課総務班

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札仕様書で定めた仕様内容適合カタログ等確認資料

ウ 誓約書

エ 複写サービス契約(単価契約)を12カ月以上継続した履行実績を有することが確認できる書類の写し(契約書や仕様書の写し等)

(4) 確認通知 令和8年4月3日(金)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

令和8年3月26日(木)から令和8年4月3日(金)午後5時00分まで

(2) 提出方法

後記8の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年4月10日(金)までに受付期間中に受付したすべての質問内容及び回答を、入札参加資格を得ている入札参加者にホームページで回答する。なお、質問書に対する回答内容は、仕様書等の修正とみなすものとする。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年4月16日(木) 午前10時00分

場所 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟6階M会議室601

(2) 入札方法

入札参加者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席し、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名・押印(法人の場合は実印、代理人は委任状使用印)の上、封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きし令和8年4月15日(水)の午後5時00分までに書留郵便にて、後記8の契約事務担当課宛て必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、複写サービス1枚あたりの単価とし、銭の単位(1円未満2桁)まで記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の機種および構成を問わず、同単価での入札とする。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、内容が不明瞭である場合又は要件を満たさない場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

免除（ただし、千葉市病院局契約規程（平成23年千葉市病院局規程第25号）の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市病院局契約規程の規定により、その例によることとされる千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者とする。

以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認められる者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定することとする。

(7) 無効となる入札

千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、ただちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効・失格とされた者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市病院局契約規程等は、後記 8 の契約事務担当課で閲覧できる。

8 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市病院局経営企画課総務班

電話 : 043-245-5749

電子メール : kikaku.HO@city.chiba.lg.jp

9 その他

(1) 契約締結の停止等

契約に係る令和8年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。また、令和9年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。